

パラアートえひめPR事業委託業務仕様書

1 目的

本業務は、県民が障がい者アートに身近に触れる機会を提供することで、障がい者アートの認知度向上、魅力発信及び裾野拡大につなげるとともに、障がい者芸術文化活動を通じた障がい者の生きがいつくりと社会参加を促進することを目的とする。

また、愛媛県で開催する令和10年度全国障害者芸術・文化祭の機運醸成につなげる。

2 業務名

パラアートえひめPR事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務内容

受託者は、愛媛県（以下、「県」という。）、パラアーティスト、関係者と十分に連携して、以下の業務を遂行すること。

（1）まちなかアートギャラリー推進事業

県民が身近な場所で障がい者アートに触れる機会を提供するため、パラアーティストのアート作品（100作品程度）を集め、令和8年10月から令和9年2月までの約5か月間、東・中・南予のカフェ・飲食店等にアート作品を展示する。本事業実施においては、アートの知見を有する特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパンと連携すること。

ア アート作品の募集

- ・県内在住の障がい者から芸術作品の公募を行うこと。

イ アート作品の選定

- ・上記アで募集した作品と令和7年度の「レンタルアート推進事業」で選定された作品のうち、令和8年度の使用許可を得ている作品及び特定非営利活動法人インクルーシヴ・ジャパンが所有する作品を合わせ、東・中・南予のカフェ・飲食店等に展示する100作品程度を審査して選定すること。
- ・アート作品は、平面作品に限ること。
- ・選定作品のパラアーティストと事前に協議を行い、作品の著作権の取扱い等、必要な事項について、パラアーティストから同意書を受領するなど適切に対応すること。

ウ 選定作品のデータ化

- ・選定作品のスキャンを行い、データ化すること。
- ・作者の意向に沿う形でできるだけ原画同様のデータを作成すること。
- ・丁寧に取り扱い、スキャン後は作者に作品を返却すること。

エ 展示場所の選定

- ・本事業のメリット訴求など効果的なアプローチ方法により、作者や展示候補先等と協議を行い、展示場所を選定すること。

- ・展示場所は、東・中・南予の各1市町以上とすること。
- ・多くの方が障がい者アート作品を見ることが出来る場所を選定すること。具体的には、カフェ・レストラン・銀行・病院・ホテル等を想定。民間施設を優先とするが、官公庁施設を選定可能とすること。
- ・展示候補リストを作成し、県に提出すること。
- ・原則1店舗あたり1作品を想定しているが、展示効果等を踏まえ、多くの作品を展示する店舗等を選定など、柔軟に対応可能とすること。

オ 展示場所の作品決定

- ・展示先の意見を踏まえて展示作品を柔軟にマッチングすること。
- ・期間中は作品の変更を行わないこと。

カ 展示作品の搬入

- ・データ化した作品から展示作品を制作すること。
- ・作者の意向に沿う形とし、できるだけ原画同様の展示作品を作成すること。
- ・展示場所に展示作品を搬入すること。
- ・展示用の額を用意すること。
- ・壁に設置が難しい場合は、イーゼルを貸与すること。
- ・展示における空間づくりの助言を随時行うこと。

キ 展示作品の紹介

- ・作品やパラアーティスト紹介パネル及び事業紹介パネルを作成すること。パネル内容やデザインについては、県や関係者と協議して決定すること。

ク スタンプラリー及び「推しアート選挙」の実施

- ・展示場所を巡るスタンプラリーを実施すること。
- ・好きな作品やアーティストを応援できる「推しアート選挙」を実施すること。
- ・「推しアート選挙」は、(3)アで制作するHPを活用して実施することとし、好きな作品への投票機能及びアーティストへのメッセージ(コメント)機能を設けるなど、多くの方が参加できる効果的な方法で実施すること。

ケ 作品の搬出

- ・展示期間終了後、展示作品と貸与品の搬出を行うこと。

コ パラアーティストへの報酬の支払い

- ・作品を制作したパラアーティストに対し、1か月につき1,000円の報酬を支払うこと。

サ パラアーティストへの記念品授与

- ・パラアーティストに対し、記念品を授与すること。記念品については県と協議して決定すること。

シ 留意事項

- ・作品が審査選定後にデータ化された場合でも、展示店舗等の意向により、必ずしも全作品を展示できるわけではない旨をパラアーティストに伝えること。
- ・展示店舗等は、可能な範囲でバリアフリーに配慮すること。
- ・作品を鑑賞し、購入等を希望する者に対して、アーティストとの仲介を行うこと。
- ・展示期間の終了後において、引き続き展示継続を希望する店舗等がある場合は、柔軟に対応すること。
- ・本事業で作成された展示作品の所有権は、県に帰属すること。

(2) パラアート魅力発信事業

障がい者の芸術文化活動の発表機会を確保するとともに、県民がパラアートの魅力に触れる機会を創出するため、メディアや障害福祉サービス事業所等と連携したパラアートPR活動やパラアートと食を同時に体感できるイベントを実施する。

また、東予の高校等と連携し、パラアートやアーティストを紹介する授業を実施する。

(2) -1 パラアート×グルメフェス事業

ア 開催に係る基本的事項

- ・開催場所は、多くの集客が期待できる東予地域のショッピングセンター等の効果的な場所を選定し、県と協議の上、決定すること。
- ・開催時期は、令和8年秋頃の土日祝の2日程度とし、県と協議の上、決定すること。
- ・来場者ができる限り長時間滞在し、パラアートと食などを同時に楽しむイベントを企画運営すること。
- ・準備から開催までのスケジュール調整及び参加者等への連絡調整、当日の会場運営、進行管理、安全管理（イベント保険への加入）等を行うこと。
- ・イベントの企画・運営に係る経費の支払い及び関係機関への届出を行うこと。
- ・実施運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ・会場レイアウト図及びステージ等配置計画を作成すること。（トイレ、駐車場、アクセシビリティ、休憩所等のチェックを含む。）
- ・来場者が理解しやすい案内表示などを制作・設置すること。
- ・会場の設営及び撤去を行うこと。
- ・会場内の清掃及びごみ処理等を行うこと。
- ・統一感のある会場装飾をすること。
- ・手話通訳や要約筆記を配置する等、合理的配慮を行うこと。
- ・必要かつ適切な人員を配置すること。なお、イベントの内容に応じた、司会進行役、アシスタント等を配置すること。
- ・気象警報が出る等の荒天の場合は、県と協議の上、中止を決定すること。

イ マルシェの実施

- ・50程度の出展者ブースを設け、県内人気店舗や障がい者就労支援施設等で作られた加工食品の販売を行うこと。ただし、障がい者アートを活用した商品や、障がい者就労支援施設については、農産物、手作り雑貨等の販売を行うことも可能とする。なお、出展者ブース数については、県と効果的な実施方法を協議の上、決定すること。
- ・県内人気店舗と障がい者就労支援施設のコラボ商品の販売等、インクルージョンの一助となるよう努めること。
- ・県内人気店舗と障害福祉サービス事業所の出展ブースの出展数のバランスを調整すること。

ウ ステージパフォーマンスの実施

- ・仮設ステージ等を設置し、パラアートの太鼓、歌唱、楽器演奏、ダンス等、ジャンルを問わず舞台芸術活動の発表を行うこと。仮設ステージ等には、必要に応じて車いす用スロープを設置すること。

- ・障がい者と健常者のコラボレーションステージを設ける等、インクルージョンの一助となるよう努めること。
- ・出演者の控えスペースを設けること。
- ・出演者を公募し、県や関係者と協議の上、決定すること。また、出演者に対し、事前説明を実施すること。
- ・出演者に対し、謝礼を支払うこと。

エ ネクストアーティストの公募等

- ・県内在住の次世代アーティストを3名程度公募し、県や関係者と協議の上、決定すること。なお、次世代アーティストの年齢は問わないものとする。ただし、令和7年度に決定したネクストアーティスト以外の人物とする。
- ・ウのステージパフォーマンスの一部で、ネクストアーティストの紹介やライブアートイベントを実施すること。
- ・ライブアートイベントへの出演に対し、謝礼を支払うこと。

オ 膜アートの設置

- ・エで決定したネクストアーティスト3名の作品による膜アートを作成し、設置すること。
- ・令和7年度に制作したネクストアーティストの膜アートを設置すること。
- ・膜アートの知見を有する事業者と連携すること。
- ・膜アートは安全面を十分に考慮して設置すること。

カ パラアートを活用したマイバック制作及び配布

- ・パラアートを活用したマイバックを約1,000個制作し、来場者に配布すること。

(2) -2 東予の高校等と連携したパラアートインクルーシブ事業

ア 参加パラアーティスト

- ・新居浜市出身の Konomi 氏とする。
- ・パラアーティストの参加経費（出演費、旅費等）は、受託者が負担すること。
- ・Konomi 氏は、文書作成ソフト Word の図形描画機能で作品を制作するので、使用機器等、アーティストと相談しながら準備すること。

イ 実施場所

- ・東予地域の県立高校（2校を想定）とする。実施高校については、県高校教育課と連携しながら決定すること。

ウ 実施日程

- ・令和8年7月下旬もしくは、9月中旬を想定している。県高校教育課と連携しながら決定すること。

エ パラアートに関する授業の実施

- ・情報の授業1コマ50分の授業を2校で実施すること。ただし、学生は毎回変更すること。
- ・Konomi 氏及び実施高校と協議の上、授業実施計画を作成すること。
- ・パラアーティストの創作活動やアート作品の魅力を紹介できる内容とすること。
- ・高校生が障がい者アートの魅力を体感できるように工夫すること。
- ・できる限り、パラアーティストと高校生が交流できる内容とすること。
- ・司会進行役を設置する等、アーティストの特性に応じて、合理的配慮を行うこと。

(3) 上記(1)及び(2)の事業運営に関する共通事項

ア 広報・情報発信

- ・本事業実施においては、HP・SNS（県指定のインスタグラムを含む）・テレビCM・番組・新聞・雑誌など幅広い媒体を活用してパラアートイベントの主体的な情報発信を行うこと。
- ・本事業実施においては、障害福祉サービス事業所と連携して情報発信すること。
- ・上記(1)及び(2)の事業PRにおいて、相乗効果が期待できるように工夫すること。
- ・イベント告知を図るため、チラシ等を作成し、障害福祉サービス事業所等（約830か所）に発送するなど、幅広く周知すること。
- ・イベント告知に加え、開催結果の広報PRを図ること。
- ・パラアーティストの日頃の創作活動やイベント内容などを集約したテレビ番組等を制作・放送し、障がい者アートの情報発信を図ること。
- ・広報・情報発信に参画したアーティストに協力金（作品使用料等）を支給すること。
- ・アート活動を行う障害福祉サービス事業所（10事業所を想定）を募集・選定の上、各事業所に対し、作品展示費等として上限200千円を支給すること。
- ・SNS広告等を実施し、告知効果を検証すること。なお、実施するにあたり、県デジタルシフト推進課と連携すること。
- ・県が指定するドメインでの広報用HPを作成し、管理・運営すること。また、作成にあたって、県デジタルシフト推進課と連携すること。
- ・上記で作成するHPは、展示場所を巡りやすい仕組みとするため、エリア検索機能を設けるとともに、各展示場所のページに、SNSアカウントやHP等のリンクを設定すること。
- ・アート作品の展示場所を示したチラシを作成すること。
- ・広報情報誌でパラアート特集を制作するなど、まちなかアートギャラリーの作品や展示店舗等の情報を効果的に周知すること。
- ・県障がい福祉課が管理するSNS（インスタグラム）に投稿する画像や文章やショート動画等を作成すること。（例：アーティスト紹介など）
- ・令和7年度に制作した「パラアートえひめ」のロゴを活用すること。

イ 留意事項

- ・SNS（インスタグラム）は、県障がい福祉課が開設している「パラアートえひめ」アカウントを活用すること。
- ・アーティストへの取材中や事業当日等、必要に応じて、アカウント管理権限の付与を行うので情報発信を行うこと。
- ・SNS（インスタグラム）は、統一感のあるデザインとすること。

ウ 独自提案

- ・上記以外の内容について、本事業の目的に合致する効果的な独自提案があれば、積極的に提案すること。

5 業務実施体制

(1) まちなかアートギャラリー推進事業

- ・事業の実施に当たり、運営マニュアルやレイアウト図を適時作成すること。
- ・パラアーティスト及び来場者に対する合理的配慮を行うこと。

- ・適切な人員配置を行うこと。

(2) パラアート魅力発信事業

- ・イベント時には、障がい者アートに知見を有するスタッフを現場に配置するなど、パラアーティストの障がい特性や来場者に配慮した空間づくりに努めるほか、パラアーティストとのコミュニケーションを緊密に図ることで、創作活動の環境の整備に万全を期すこと。
- ・事業の実施に当たり、運営マニュアルやレイアウト図を適時作成すること。
- ・参加パラアーティスト及び来場者に対する合理的配慮を行うこと。
- ・司会・受付・誘導・来場者への説明など適切な人員配置を行うこと。
- ・参加パラアーティストと調整しながら使用する画材等備品を準備すること。

6 成果品等

- (1) 事業内容(写真、動画等)を記録した電子媒体(具体的には双方協議の上で決定)
- (2) 報告用の撮影写真は、JPEGデータで県に速やかに納品すること。なお、納品されたデータは、県及び愛媛県障がい者アートサポートセンターが作成する本事業についてのホームページや印刷物に使用できるものとする。
- (3) イベントの効果検証
今後の障がい者芸術文化祭に関する施策を検証するため、イベントの参加者数や来場者数、感想等の情報を集約すること。

7 留意事項

- (1) 著作権
本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、委託者に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。
- (2) 個人情報の保護
本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 委託料には、参加パラアーティストへの出演費と旅費、参加アーティストが用意する画材、資材、機材及びそれらの運搬費を含む。出演費は「参加申込書」の提出した事業者へ別途連絡する。
- (4) 受託者が本事業で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、県に帰属する。ただし、参加パラアーティストが制作した制作物については、本人に帰属する。
- (5) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料を含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権及び著作者人格権を行使できないものとする。

- (7) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (8) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県地了解なく公表又は使用してはならない。
- (9) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはいけない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (10) 各業務に係る撮影、編集、作成、報告等の一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (11) イベント実施時には、関係者と判断できるよう、名札等を準備するとともに、あいサポートバッジを用意すること。
- (12) 気象警報が出るなど荒天の場合は、県と協議して中止を決定すること。
- (13) チラシ、ポスター、パンフレット、看板等の印刷物を制作する場合は、別添「愛媛県「三浦保」愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ」の表示を行い、基金活用事業である旨を記載すること。
- (14) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。
- (15) 本業務は、県と受託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様書の変更等は、県と受託者が協議の上、対応することとする。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県等と緊密に連絡して情報共有の上、随時協議しながら進めること。
- (2) 費用対効果、法令や環境、感染症等の安全に配慮した業務に努めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。）。
- (4) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (6) 本業務は、県と受託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の更、予算額の変更等については、必要に応じて県と受託者で協議の上、対応することとする。
- (7) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、県と受託者で協議の上、決定すること。